## 前払式支払手段の発行のしおりく第8版> 正誤表

前払式支払手段の発行のしおりをご購入いただき、誠にありがとうございます。 本書で扱う法令及びガイドラインにつきまして、以下の通り一部改正が行われました。

改正対象	改正の主な内容等	施行•適用日
前払式支払手段に関する内閣府令	「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するため のデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行 に伴い、発行廃止に伴う払戻しの公告の内容を認定資金決済 事業者協会のウェブサイトに掲載すること等についての改正	

これにより、本書の内容にも影響がございましたので、以下の表の通り、本文を読み替えてご利用ください。 また、本書の一部に、編集時の誤記がございました。お詫びして訂正いたします。誤記も改正と併せて以下の表に記載しております。

## 【解説編】

頁	変更個所	変更後	変更前
88	5 保有者に対する	(2) 公告の方法等	(2) 公告の方法等
	前払式支払手段の	前払式支払手段保有者に対し、以下の①~⑤の事項を公	前払式支払手段保有者に対し、以下の①~⑤の事項を公
	払戻し	告するとともに、①~⑨の事項をすべての営業所又は事務所	告するとともに、①~⑨の事項をすべての営業所又は事務所
	(2) 公告の方法	及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に掲示するための	及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に掲示するための
	等	措置を講じなければなりません(法第20条第2項各号、府令	措置を講じなければなりません(法第20条第2項各号、府令
		第41条第2項、第3項、 <b>第6項</b> )。	第41条第2項、第3項、 <b>第5項</b> )。
92	【ポイント】発行保	(注)全部の廃止の場合は、発行保証金全額、一部の廃止の	(注)全部の廃止の場合は、発行保証金全額、一部の廃止の
	証金の取戻し	場合は、当該廃止に係る前払式支払手段の未使用残高に対	場合は、当該廃止に係る前払式支払手段の未使用残高に対
		応する発行保証金を取り戻すことができます(本書P81「4	応する発行保証金を取り戻すことができます(P45(1)@参
		発行保証金の取戻し等 (1)④」 参照)	照)

頁	変更個所	変更後	変更前
92	(2) 払戻しの原則	(3) 払戻しの原則禁止と例外(法第20条第5項、府令第42	(2) 払戻しの原則禁止と例外(法第20条第5項、府令第42
	禁止と例外	条)	条)

## 【資料編】

頁	変更個所	変更後	変更前
67	内閣府令別紙様式		
	別紙様式第18号	別紙様式第18号( <b>第41条第7項</b> 関係)	別紙様式第18号( <b>第41条第6項</b> 関係)
	「払戻し公告届出	(中略)	(中略)
	書」	年 月 日付で下記の方法により前払式支払手段の払戻し	年 月 日付で下記の方法により前払式支払手段の払戻し
		を行う旨の公告を行ったので、前払式支払手段に関する内閣	を行う旨の公告を行ったので、前払式支払手段に関する内閣
		府令 <b>第41条第7項各号</b> に掲げる書類を添付して、同項の規	府令 <b>第41条第6項</b> に掲げる書類を添付して、同項の規定に
		定により届け出ます。	より届け出ます。
		(以下略)	(以下略)
68	別紙様式第19号	別紙様式第19号( <b>第41条第8項</b> 関係)	別紙様式第19号( <b>第41条第7項</b> 関係)
	「払戻し完了報告		
	書」	前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段	
		に関する内閣府令 <u>第41条第8項</u> の規定により報告します。	に関する内閣府令 <u>第41条第7項</u> の規定により報告します。
		(以下略)	(以下略)
70	   別紙様式第20号	別紙様式第20条( <b>第41条第9項</b> 関係)	   別紙様式第20条( <b>第41条第8項</b> 関係)
10	「払戻し未了届出	が、10mmである。 (中略)	(中略)
	書」	下記の理由により前払式支払手段の払戻しを完了することが	
		できませんでしたので、前払式支払手段に関する内閣府令	
		第41条第9項の規定により届け出ます。	第41条第8項の規定により届け出ます。
		(以下略)	<u> (以下略)</u> (以下略)
			(2) 1 197
1	I		l l

頁	変更個所	変更後	変更前
	前払式支払手段に 関する内閣府令		
146		(届出書のその他の記載事項) 第十条 法第五条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一~二 (略) 三 加入する認定資金決済事業者協会(前払式支払手段	(届出書のその他の記載事項) 第十条 法第五条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一~二 (略) 三 加入する認定資金決済事業者協会の名称
161		発行者をその会員(法第八十七条第二号に規定する会員をいう。)とするものに限る。以下同じ。)の名称 (保有者に対する前払式支払手段の払戻し) 第四十一条(略)2前払式支払手段発行者は、法第二十	(保有者に対する前払式支払手段の払戻し) 第四十一条 (略)2 前払式支払手段発行者は、法第二十
		条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに <u>第六項</u> 第一号及び第二号に掲げる事項を、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。)により公告しなければならない。	条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに <u>第五</u> <u>項</u> 第一号及び第二号に掲げる事項を、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。)により公告しなければならない。
		3~4 (略) 5 前二項の場合において、前払式支払手段発行者は、第 三項の規定による掲示又は前項の規定による情報の提供 の内容を認定資金決済事業者協会の協力を得て当該認 定資金決済事業者協会のウェブサイトに掲載する方法によ り公衆の閲覧に供しなければならない。	3~4 (略) <u>(新設)</u>
		6 (略) 7 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項の規定に よる公告をしたときは、直ちに、別紙様式第十八号により作 成した届出書に、次に掲げる書類を添付して、金融庁長官 に提出するものとする。	5 (略) 6 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第十八号により作成した届出書に、次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出するものとする。

## 前払式支払手段の発行のしおり<第8版>【正誤表】

2024年4月

頁	変更個所	変更後	変更前
		一 当該公告 <b>をしたことを証する書面</b>	一 当該公告 <u>の写し</u>
		二 第三項の規定による掲示 又は 第四項の規定による情	二 第三項の規定による掲示及び第四項の規定による情
		報の <b>提供及び第五項の規定による閲覧に供する措置</b> の	報の <u><b>提供</b></u> の内容が確認できる書類
		内容が確認できる書類	三 (略)
		三 (略)	
		<u>8</u> ~ <u>9</u> (略)	<u>7~8</u> (略)